

○被留置者護送規程

(平成 13 年警察訓令第 1 号)

(概要)

この規程は、留置施設に留置されている者の護送業務を適正に行うとともに、護送に伴う事故を防止するために必要な事項を定めたものである。

主な内容は

- 総則
- 一般護送
- 引き当たり護送
- 勾留、移送等の護送及び護送中の釈放
- 護送事故発生時の措置

などの項目からなっている。